

平成22年度 税制改正の概要(法人税関係)

1 資本に関する取引等に係る税制の整備

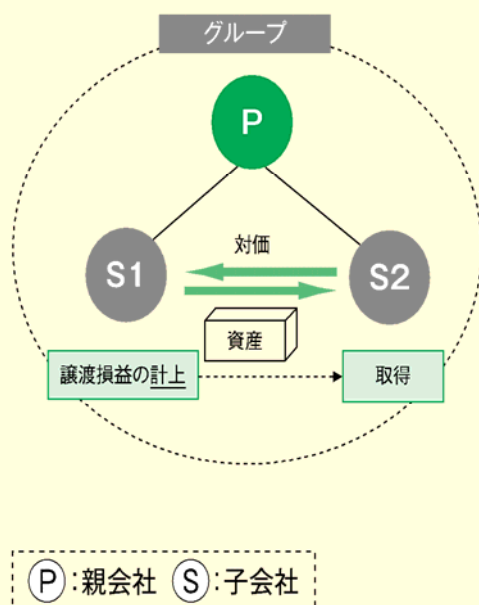
- 企業グループを対象とした法制度や会計制度が定着しつつある中、税制においても持株会社制のような法人の組織形態の多様化に対応するとともに、課税の中立性や公平性等を確保する必要性が生じていることから、資本に関する取引等に係る税制の見直しが行われました。
- 見直し事項
 - ① 100%グループ内の法人間の譲渡取引の損益の繰延べ
 - ② 100%グループ内の法人間の寄附
 - ③ 100%グループ内の法人間の現物分配
 - ④ 100%グループ内の法人からの受取配当の益金不算入（負債利子控除）
 - ⑤ 100%グループ内の法人の株式の発行法人への譲渡に係る損益
 - ⑥ 大法人の100%子法人に対する中小企業向け特例措置の適用の見直し
 - ⑦ 連結子法人の連結開始前欠損金の持込制限の見直し
 - ⑧ 連結納税制度の整備
 - ⑨ 清算所得課税
 - ⑩ その他の整備
- 適用時期 ⇒ ④、⑥、⑦及び⑩(負債利子控除額計算の簡便法に係る部分)を除き、平成22年10月1日から適用されます。

■主な見直し項目

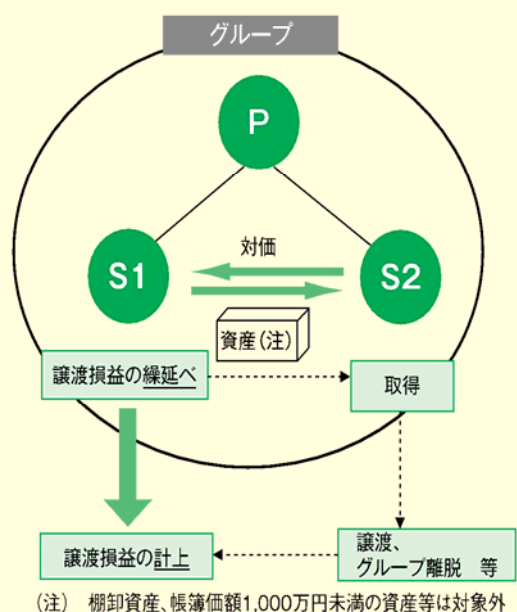
① 100%グループ内の法人間の譲渡取引の損益の繰延べ

資産のグループ内取引により生ずる譲渡損益については、その資産がグループ外に移転する等の時まで、計上を繰り延べます。

【改正前】



【改正後】

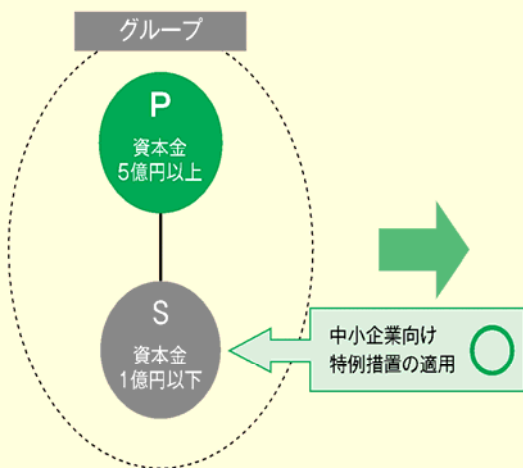


⑥ 大法人の100%子法人への中小企業向け特例措置の適用の見直し

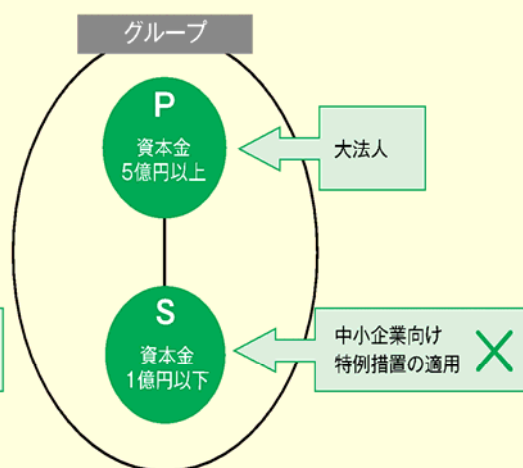
大法人の100%子法人である中小法人は、それ以外の中小法人と資金調達能力など経営実態が異なることから、中小企業向け特例措置（資本金の額が1億円以下の法人に係る次の制度）については、資本金の額が5億円以上の法人又は相互会社等の100%子法人には適用しません。

- (中小企業向け特例措置)
- ・ 軽減税率
 - ・ 特定同族会社の特別税率の不適用
 - ・ 貸倒引当金の法定繰入率
 - ・ 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度
 - ・ 欠損金の繰戻しによる還付制度

【改正前】



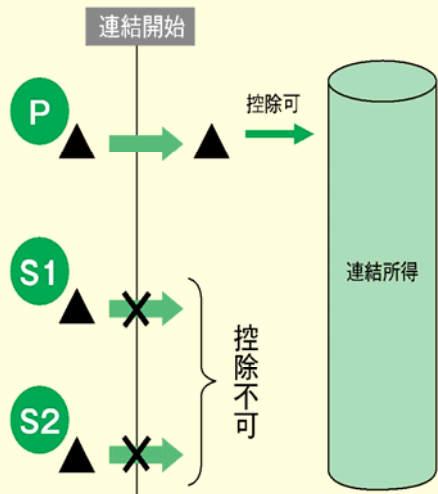
【改正後】



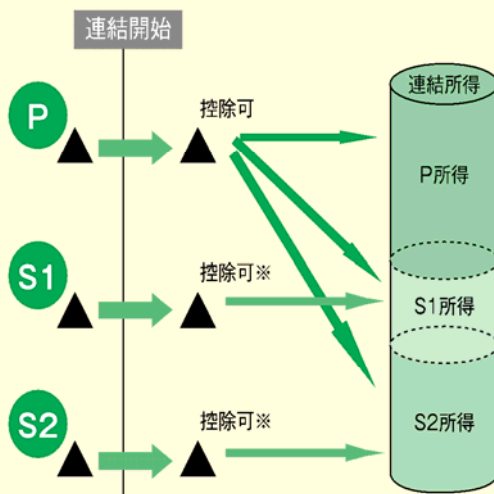
⑦ 連結子法人の連結開始前欠損金の持込制限の見直し

連結納税の開始・加入に伴う資産の時価評価制度の適用対象外となる連結子法人のその開始・加入前に生じた欠損金額を、その個別所得金額を限度として、連結納税制度の下での繰越控除の対象に追加します。

【改正前】



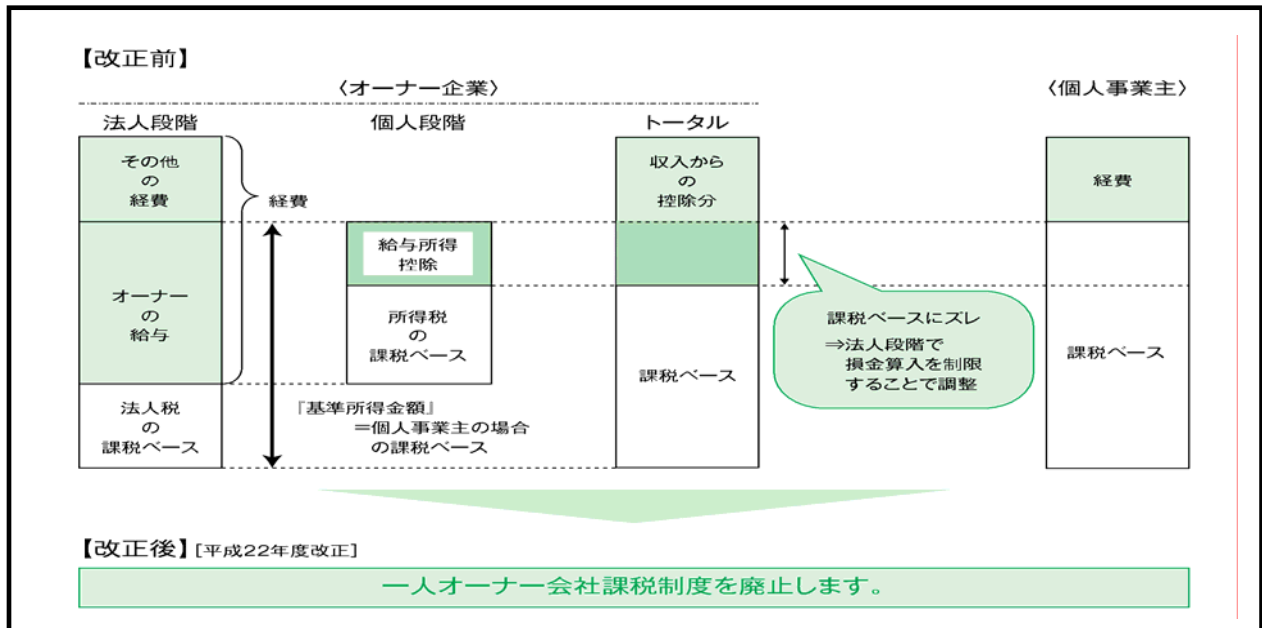
【改正後】



※ 子法人の単体欠損金額の控除は、その子法人の個別所得金額を限度

2 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置（オーナー課税）の廃止

- 特殊支配同族会社が、その業務主宰役員に対して支給する役員給与のうち、給与所得控除額相当額を損金不算入とする措置が廃止されました。
- 適用時期 ⇒ 平成 22 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から適用されます。



3 外国子会社合算税制の見直し

- 国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応し、わが国企業の国際競争力を維持する観点から、外国子会社合算税制について、いわゆる「トリガー税率」を「20%以下」に引き下げる等の見直しが行われました。
- 同時に、租税回避行為を一層的確に防止する観点から、一定の資産性所得を新たに合算課税の対象とする等の見直しが行われました。
- 見直し事項
 - ① トリガー税率の引き下げ
トリガー税率(※)が、「25%以下」から「20%以下」に引き下げられました。

※ 外国子会社合算税制は、一定の税負担水準以下の国・地域にある一定の子会社等の所得に相当する額を、内国法人等の所得に合算して課税する制度であり、トリガー税率は、その一定の税負担水準を指します。

※ トリガー税率の引き下げにより対象から外れる国としては、法人税率(実行税率)で見た場合、中国、韓国、マレーシア、ベトナム等が挙げられます。(但し、税負担の判定は、各子会社の実際の税負担を基に行われます。)
 - ② 適用除外基準(※)の見直し
企業実体を伴っていると認められる統括会社(事業持株会社・物流統括会社)の所得(下記③の資産性所得を除く。)について、合算対象外とされました。
(注) 現行の人件費の10%相当額を控除する措置については、廃止されました。

※ 企業として実体等があるものと認められる基準(事業基準・実体基準・管理支配基準・所在地国基準又は非関連者基準)
 - ③ 資産性所得に対する課税等
資産運用的な所得として外国子会社が受けるポートフォリオ株式・債券の運用による所得、使用料等について、親会社の所得に合算して課税します。
- 適用時期 ⇒ 上記①～③の改正は、外国子会社の平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。